

会 長	会長代理	事務局長	係 長	主 査	係 員

太良町農業委員会総会議事録

- 開催日時 令和7年8月1日（金）午前9時
- 開催場所 太良町総合福祉保健センター「しおさい館」2階
- 出席委員 （18名）

農業委員 (8名)

会長

8番 榊原 照博

1番 野口 敏春

2番 西村 正史

3番 川下 始

4番 川崎 豊洋

5番 福江 晋

6番 市丸 義則

7番 中島 政秀

農地利用最適化推進委員 (10名)

笹本 和彦

池田 信文

江下 久子

田島 一昭

蕪竹 敏治

大岡 利昭

内田 圭一郎

内田 秀敏

三原 仁

田久保 孝一

欠席委員 (農業委員0名)

(推進委員1名)

浦田 進

4. 議事日程

- 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による解約報告について
議案第 9 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請審議について
議案第 9 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請審議について
議案第 9 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請審議について
議案第 9 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地
利用集積等促進計画（案）の意見について
議案第 9 6 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地
利用集積等促進計画（案）の意見について（あっせん）

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 片山 博文
農地係長 大岡 寿憲
主 事 増山 心美

6. 会議の概要

発言者	内容
議長	おはようございます。ただ今から、第 26 回総会を開会いたします。 本日の出席委員は、農業委員 8 名、推進委員が、10 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 今回の議事録署名者ですが、7 番の中島委員と 1 番の野口委員よろしくお願いします。 さっそく審議に入りたいと思います。 本日の提出議案は、議案第 9 2 号 3 件、議案第 9 3 号 1 件、議案第 9 4 号 2 件、議案第 9 5 号 3 件、議案第 9 6 号 2 件となっています。 それでは引き続き報告 1 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による解約報告について、事務局より報告をお願いします。
事務局	（解除条件付き法人説明） （報告事項）
議長	事務局の報告が終わりました。 報告内容について、何かご意見ございませんか。

議長	(意見なし) ご意見等ないようなので、報告第 1 号、1 番及び 2 番について追加の指導等は実施いたしません。 お諮りします。 川崎委員が、私用のため早く失礼するということですので、議案第 9 2 号 2 番から始めたいと思いますがご異議ございませんか。
議長	(異議なし) 異議なしと認めます。 それでは、議案第 9 2 号、農地法第 3 条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。 それでは、2 番について事務局の説明を求めます。
事務局	(議案説明) なお、借受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された川崎農業委員及び内田推進委員から調査報告をお願いします。
川崎委員	2 8 日に、内田推進委員と、〇〇の従業員と、〇〇さんの 4 名で、現地の方で会いましてお話をしてきました。 農業経営基盤強化促進法使用貸借権から農地法貸借権設定ということですが、継続して、今まで通り適切に作っていくということでした。以上です。
内田推進委員	川崎委員が言われたとおりです。 賃借料についても、この通りですということで話がありましたので、報告します。以上です。
議長	調査報告が終わりました。 それでは議案第 9 2 号 2 番について、ご異議ご意見ございませんか。

西村委員	14ページの下から2番目のところ、第2項第5号で、転貸禁止の判断の理由が使用賃借権設定となっていますが、13ページの方は、賃借権設定となっていますが、この違いを教えてください。
事務局	すいません、記載ミスです。14ページを賃借権設定に修正をお願いします。
議長	他にないですか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め、議決を取ります。 議案第92号2番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。 (挙手多数)
議長	挙手多数と確認いたしました。 したがって、2番は原案どおり認められました。 続きまして、1番について事務局の説明を求めます。
事務局	(議案説明) なお、譲渡人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された、川崎農業委員及び内田推進委員から調査報告をお願いします。
川崎委員	28日に、現地で、〇〇さん、内田推進委員と立ち会いました。 現地は、除草されて綺麗に整備されている状態でした。 この農地には、ハウスを来年度事業で建てて、南津海を植える予定と聞きました。 優秀な後継者であって、適切に農地も利用されていますので、こういう若手がどんどん規模拡大して、農地の有効利用ができれば良いと、内田推進委員と話をしてきました。以上です。

内 田 推 進 委 員	現地については、川崎委員の報告のとおり私と〇〇さんと３人で見ました。 あと、譲渡人の〇〇さんが、県外在住ということで、現地に来れないということでしたので、お母さんの方に確認をとって、対価はこれで間違いないですかと確認をとりました。 これで間違いありませんということでしたので報告しておきます。
議 長	調査報告が終わりました。 それでは議案第９２号３番について、ご異議ご意見ございませんか。 （異議なし）
議 長	異議なしと認め、議決を取ります。 議案第９２号３番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。 （挙手多数）
議 長	挙手多数と確認いたしました。 したがって、３番は原案どおり認められました。 続きまして、１番について事務局の説明を求めます。
事 務 局	（議案説明） なお、借受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
議 長	事務局の説明が終わりましたので、調査された市丸農業委員から調査報告をお願いします。
市 丸 委 員	２７日に、浦田推進委員と調査に行ってきました。 全農地、ほとんど耕作放棄地であった土地を〇〇さんが、昨年から整備をされておられました。 それで、整備した農地に何を植えるか尋ねたところ、みかんを植えて栽培されるそうです。 設定期間が２０年間ということですが、みかんが収穫できるまで１０年

	から２０年くらいかかりますので、長い期間設定をしたいということでした。以上です。
議長	調査報告が終わりました。 それでは議案第９２号１番について、ご異議ご意見ございませんか。 （異議なし）
議長	異議なしと認め、議決を取ります。 議案第９２号１番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。 （挙手多数）
議長	挙手多数と確認いたしました。 したがって、１番は原案どおり認められました。 続きまして、議案第９３号、農地法第４条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。 それでは、１番について事務局の説明を求めます。
事務局	（議案説明） 申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第２種農地であると判断されます。 また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題は無く、農地法第４条第６項各号に該当する事項は認められません。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された川下農業委員及び田久保推進委員から調査報告をお願いします。
川下委員	この件につきましては、２７日に、田久保推進委員、〇〇さんの立ち会いのもと確認をしました。 議案書の理由にあるように、お墓参りの方々より要望があったためとなっていますが、駐車場番号７番から１０番が、今回確認したところです。 １番から６番までは、すでに出来ていましたので、それと一体利用とい

	うことで確認して参りました。以上です。
田久保推進委員	さっき言われたとおり、7番から10番まではまだ、バラスが敷かれた状態だったんで、それもどうかしてくれと言われて、全面コンクリートして綺麗にされたそうです。以上です。
議長	調査報告が終わりました。 それでは議案第93号1番について、ご異議ご意見ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め、議決を取ります。 議案第93号1番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。 (挙手多数)
議長	挙手多数と確認いたしました。 したがって、1番は許可相当と認め、県知事に意見を送付します。 続きまして議案第94号、農地法第5条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。 それでは、1番について事務局の説明を求めます。
事務局	(議案説明) 申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。 また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題は無く、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された、市丸農業委員から調査報告をお願いします。
市丸委員	27日に、浦田推進委員と調査に行ってきました。 現地には〇〇さん、そして、〇〇さんは親子なんですけども、2人とも来

	ていただきました。 ここは、農地を借りてみかんを植えられておられますけれども、かなりの面積を植えておられます。 それで、みかんを収穫して作業するところが必要ということで、今回、ここの農地の一角に、コンテナ、貨物用のコンテナを持ってきて、据えるだけということでした。 それと、金額ですが、運搬から設置まで30万円かかるということでした。 面積は狭いので、周りに迷惑をかけることはないので、良いじゃないかということで、現地確認をしてきました。以上です。
議長	調査報告が終わりました。 それでは議案第94号1番について、ご異議ご意見ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め、議決をとります。 議案第94号1番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。 (挙手多数)
議長	挙手多数と確認いたしました。 したがって、1番は許可相当と認め、県知事に意見を送付します。 続きまして、2番について事務局より説明を求めます。
事務局	(議案説明) 申請地の農地区分は、概ね10ヘクタール未満の小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。 また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題は無く、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された中島農業委員及び大岡推進委員から調査報告をお願いします。

中島委員	この案件につきましては、２８日に、大岡推進委員と、売主の〇〇さんと一緒に、確認しながらお話を聞きました。 買主の〇〇さんにつきましては、単身赴任中で、ご家族は太良に住んでいるということで、新しく住宅を建てたいと申請されています。 農地が、７００㎡以上あるわけで広いと感じていたところ、形がいびつな形になっているために、一部家庭菜園として使いたいということで、申請をさせていただきたいということでした。以上です。
大岡推進委員	先ほど説明があった通りです。 ここは、もともとみかん園でしたが、綺麗に片付けてありました。 排水関係については、すぐ横を小さな河川が流れていますので、そこに雨水等も流れていくし、合併浄化槽ということですので、特に問題はないかなということで確認をしてきました。以上です。
議長	調査報告が終わりました。 それでは議案第９４号２番について、ご異議ご意見ございませんか。 （異議なし）
議長	異議なしと認め、議決を取ります。 議案第９４号２番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。 （挙手多数）
議長	挙手多数と確認いたしました。 したがって、２番は許可相当と認め、県知事に意見を送付します。 続きまして、議案第９５号、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見について、佐賀県農地中間管理機構より農用地利用集積等促進計画書（案）を受理したので、審議並びに意見を求めます。 それでは、１番について事務局の説明を求めます。
事務局	（議案説明） 以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしていると考え

議長	えます。 事務局の説明が終わりましたので、調査された、市丸農業委員及び三原推進委員から調査報告をお願いします。
市丸委員	29日に、三原推進委員と調査に行ってきました。 〇〇さんは、その日になって用事で来れないということで、代わりに従業員に対応をしてもらいました。 従業員の方は、現地に案内してもらっただけで、大事なところは本人に電話で聞き取りをしました。 〇〇さんが、法人化は、2013年にしたということです。 今回、税理士から、法人化してあるので、こういった借りるところは、法人でした方が良いというアドバイスがあって、申請しなおしたということでした。 また、〇〇さんは、町外在住ですので、電話で連絡をとって、賃借料と設定期間が15年間ということが間違いないかを確認したところ、間違いありませんということでした。以上です。
三原推進委員	7月29日に、市丸委員と現場へ行ってきました。 詳しいことは、市丸委員が言われたとおりです。以上です。
議長	調査報告が終わりました。 それでは議案第95号1番について、ご異議ご意見ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め、議決をとります。 議案第95号1番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。 (挙手多数)
議長	挙手多数と確認いたしました。 したがって、1番は原案どおり認められました。 続きまして、2番について事務局の説明を求めます。

事務局	(議案説明) 以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された田島推進委員から調査報告をお願いします。
田島推進委員	7月27日に、榊原委員と、江下推進委員と、〇〇さんと、〇〇さんのお母さんと現地で話を聞いてきました。 もともとここは、他の人が玉ねぎを作っていたので、綺麗にしています。 今まで作っていた人が、耕作できないということで、近くで耕作していた〇〇さんに耕作できないかと、話がきたということでした。 4か所とも現地を見てきましたが、綺麗にしていました。 賃借料等はありません。以上です。
議長	続けて私から報告します。 今、田島推進委員の報告通りです。以上です。 調査報告が終わりました。 それでは議案第95号2番について、ご異議ご意見ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め、議決を取ります。 議案第95号2番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。 (挙手多数)
議長	挙手多数と確認いたしました。 したがって、2番は原案どおり認められました。 続きまして、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	(議案説明) 以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

議長	えます。 事務局の説明が終わりましたので、調査された、野口農業委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします。
野口委員	26日に、〇〇さん立会いで現地等調査してきました。 親子関係ということで、去年は玉ねぎを作ってたということでした。 それと、一部試験的にぶどうを植えておられて、良かったらここで栽培するけど、今のところ試験中ということでした。 ここについては、問題ないということでした。以上です。
池田推進委員 議長	今、野口委員の言われたとおりです。 調査報告が終わりました。 それでは議案第95号3番について、ご異議ご意見ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め、議決をとります。 議案第95号3番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。 (挙手多数)
議長	挙手多数と確認いたしました。 したがって、3番は原案どおり認められました。 続きまして、議案第96号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の意見について(あつせん)、佐賀県農地中間管理機構より農用地利用集積等促進計画(案)を受理したので、審議並びに意見を求めます。 お諮りします。 次の議案第96号1番と2番は関連ありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。 (異議なし)

議長	異議なしと認めます。 それでは、一括して事務局の説明を求めます。
事務局	(議案説明) 本件は6月25日にあっせん会議によって、あっせんが成立した案件になります。 今回の農業委員会総会にかけまして、売り主から農業公社への所有権移転、及び農業公社から買主への所有権移転が行われます。 以前は、2回に分けて総会にかけていましたが、今年4月の法改正により、1回の総会で済むようになりましたので、ご承知おきください。
議長	事務局の説明が終わりました。 あっせん委員の川崎委員及び内田推進委員さんから補足の説明はありますか。 (なし)
議長	それでは議案第96号1番及び2番について、ご異議ご意見ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め、議決をとります。 議案第96号1番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。 (挙手多数)
議長	挙手多数と確認いたしました。 したがって、1番は原案どおり認められました。 続きまして、議案第96号2番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。 (挙手多数)
議長	挙手多数と確認いたしました。

議長	したがって、２番は原案どおり認められました。 以上で、本日の議案の審議、協議事項及び報告事項はすべて終了いたしました。 この際、その他の件について、ご発言があれば挙手をお願いいたします。 (なし) よろしいですか。 それでは、以上をもちまして、太良町農業委員会第２６回総会を閉会いたします。 委員の皆様方には、長時間にわたり熱心にご審議いただきありがとうございます。お疲れさまでした。
----	---

上記のとおり記事の顛末を記載し相違ないことを証明するために署名捺印する。

令和 ７ 年 ８ 月 １ 日

会 長 榊 原 照 博

議事録署名者 中 島 政 秀

議事録署名者 野 口 敏 春